国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画 (案)

平成31年 月 日

はじめに	1
1. 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策についての基本的な方針	3
(1)我が国における国際文化交流の祭典に係る現状,課題	3
(2)国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律の目的,基本理念及び定義	4
(3) 本計画の位置づけ	4
(4)国際文化交流の祭典の推進に関する取組の方向性	5
2. 国際文化交流の祭典の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策	7
(1)体制の整備	7
(ア)継続的かつ安定的な実施に向けた人材の確保・養成	7
(イ)公演,展示等を行うための施設等の利活用促進	7
(ウ)企画等に関する外部の専門的な助言等の体制の整備	7
(2)効果的な情報発信	8
(ア)大規模祭典の国際的な評価の確立及び向上	8
(イ)大規模祭典を実施する者の海外関係者との交流・連携,国際文化交流の祭典の)
相互の連携等	9
(3)受入環境整備	9
(ア)海外の芸術家等を円滑に受け入れることができる体制の整備	9
(イ)大規模祭典への来訪者の利便性の向上10	0
3. 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために	_
必要な事項1	1
(1)関係機関等との連携1	1
(2)地方公共団体,民間の団体等が実施する取組の促進1	1
(3)情報の収集等1:	2

はじめに

現在,世界にはヴェネチア・ビエンナーレに代表されるような国際的に大きな影響力を有する国際文化交流の祭典が複数存在している。これらの祭典は,国内外から多数の芸術家や批評家,ジャーナリスト,トップレベルの富裕層から一般の旅行者に至るまでの多様な来場者を集めることで,開催都市の世界的な知名度向上に資するとともに,都市名が当該祭典の代名詞のように人々に親しまれることで,当該都市に対する文化的なイメージの形成にも貢献している。

我が国においても世界の関心を集める国際文化交流の祭典を実施していくことは、世界の文化芸術の発展に貢献するものであり、我が国の国際的地位の向上等、外交上の観点からも重要な課題となっている。また、近年、日本各地において、地域の歴史や風土等を生かした各種の文化芸術の祭典が実施されており、これらは、活力ある地域社会の実現につながるものとして、一層推進していく必要がある。

これまでも文化芸術基本法(平成 13 年法律第 148 号)において,我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう,文化芸術に係る国際的な交流及び貢献を図るよう規定されており,さらに平成 29 年の改正において,新たに,芸術祭の開催又はこれへの参加について,明示的に規定された¹²。また,同法第 7 条第 1 項の規定に基づき,文化芸術推進基本計画が策定された。

あわせて、従前より、我が国の文化芸術の国際発信と諸外国との国際文化交流の推進に努めるとともに、海外の芸術家、公演団等の日本への招へい等を行い、「ジャポニスム 2018」をはじめとした大規模な日本文化の祭典等を海外で展開している。また、日本国内においては、各地域が誇る様々な文化資源を年

¹ 平成29年に文化芸術振興基本法を改正して、文化芸術基本法が制定された。

² 文化芸術基本法(平成 13 年法律第 148 号)抄

第2条第7項 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界 へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければなら ない。

第15条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

² 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

間通じて体系的に創成・展開する「日本博」を,2020年を中心としつつその前後の期間も含めて幅広く実施していく方針が決定されたところである。

こうした流れの中で、国際文化交流の祭典の実施を推進するため、議員立法により、平成30年6月13日に「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律(平成30年法律第48号)」(以下、「祭典法」という。)が公布、施行された。祭典法第7条には、「政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定め」る旨の規定があり、基本計画には、基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策、そのほか必要な事項を定めることとされている。

これらを踏まえ、この基本計画は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本的な計画かつ国際文化交流の祭典の振興に当たっての指針として策定するものである。

1. 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策についての基本的な方針

(1) 我が国における国際文化交流の祭典に係る現状、課題

国際連合教育科学文化機関憲章(ユネスコ憲章)は、その前文において、「相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信を起こした共通の原因である」と述べ、「政府の政治的及び経済的取極のみに基く平和は、世界の諸人民の、一致した、しかも永続する誠実な支持を確保できる平和ではない。よって平和は、失われないためには、人類の知的及び精神的連帯の上に築かなければならない。」と謳っている。

世界各地で行われている国際文化交流の祭典の歴史をひも解くと、特に実演芸術の分野では、現在まで続く主要な祭典が先の大戦後まもなく創設³され、時代を鋭く捉えた芸術家の視点や、芸術家、来訪者間の交流の場を提供することにより、国際相互理解の増進に寄与してきた。

我が国においても、芸術による戦後復興を目指し、1946年には第一回日本美術展覧会及び第一回芸術祭が開催された。その後、民間の団体や地方公共団体を含めさまざまな主体により、現代美術から演劇、音楽、彫刻に至るまで多彩な分野における祭典が今日まで開催されている。特に2000年以降、新潟、横浜、瀬戸内、愛知⁴等において、現代美術の分野での芸術祭が創設され、人々に対し芸術鑑賞の機会を創造し、多くの来場者を集めている⁵。

他方,国においても,地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業の支援⁶や,芸術祭等を中核とし,国際的な発信力を強化した大規模かつ持続的な文化芸術発信拠点の形成に対する支援⁷,外交政策の一環として実施される国際文化交流事業による芸術祭等への海外からの芸術家招へい等を行っているが,日本各地で開催されている文化芸術の祭典の個々の現状を見るに,国際的認知度を誇り,海外から多数の来訪者を得るものもあるが,国内又はその地域での認知にとどまっているものも多い。また,こうした国際文化交流の祭典の企画等を充実させるとともに,継続的かつ安定的な実施を図ることは,国際相互理解の増進やインバウンドの増加,活力ある豊かな地域社会の形成等にもつながる

大地の芸術祭越後妻有アートトリエンナーレ 2018:548,380 人

ヨコハマトリエンナーレ 2017:259.032 人

瀬戸内国際芸術祭 2016:1,040,050 人 あいちトリエンナーレ 2016:601,635 人

³ エジンバラフェスティバル(イギリス)及びアヴィニヨンフェスティバル(フランス)は 共に 1947 年の創設

⁴ 大地の芸術祭 (2000 年), 横浜トリエンナーレ (2001 年), 瀬戸内国際芸術祭 (2010 年), あいちトリエンナーレ (2010 年)

⁵ 文化芸術の祭典の直近の来場者数

⁶ 平成 27 年度から文化芸術による地域活性化・国際発信推進事業を実施

⁷ 平成 30 年度から国際文化芸術発信拠点形成事業を実施

ことに鑑みれば、国内の祭典をさらに盛り上げていくことが求められる。

(2) 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律の目的, 基本理念及び定義

(ア)目的

祭典法第1条において、その目的を、国際文化交流を通じた心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するとともに、世界の文化芸術の発展に貢献し、あわせて我が国の国際的地位の向上に資することとしている。

(イ) 基本理念

祭典法第3条において,国際文化交流の祭典の実施を推進する基本理念 として,以下の事項が示されている。

- ① 国際文化交流の場の提供による世界への貢献, 我が国に対する 諸外国の理解の深化, 国際相互理解の増進を図る
- ② 創造的な内容の企画,優れた芸術家の世界の多様な国等からの参加等により国際的に大きな影響力を有し,国内外から多数の来訪者が得られる国際文化交流の祭典の実施を目指す
- ③ 全国各地において多彩な文化芸術に係る祭典が実施されるようにする。この場合に、地域住民等の参加・協力が得られ、地域の特性が生かされるようにする
- ④ 青少年が世界レベルの文化芸術に接する機会を充実させる
- ⑤ 国際観光の振興,地域の活性化等の関連施策との有機的な連携を図る

(ウ) 定義

祭典法第2条において、「国際文化交流の祭典」とは「国際文化交流のために行われる複数の公演、展示等からなる文化芸術に係る国際的な催し」であり、我が国において行われるものに限ると定義されている。また、このうち「創造的な内容の企画、優れた芸術家の世界の多様な国又は地域からの参加等により国際的に大きな影響力を有し、国内のみならず海外からも多数の来訪者が得られる国際文化交流の祭典」及び「これを目指して実施される大規模な国際文化交流の祭典」を、祭典法第8条において特に「大規模祭典」として位置付けている。

(3) 本計画の位置づけ

文化芸術の祭典は、その成り立ちや担い手もさまざまであり、祭典法に基づく祭典の在り方を一義的に示すことは難しいが、これまでの我が国における実

績や、世界の潮流を踏まえ、音楽、演劇、現代アート等の主要な分野で国際相 互理解の増進に資する祭典の開催が期待される。あわせて、これまで開催実績 のある祭典においても、より内容を充実させ、国内外への訴求力を高めていく ことが必要である。また、その際、国際文化交流の実現のため、世界の多様な 国又は地域から多数の芸術家及び来訪者が得られることが重要である。

こうした祭典を維持・発展させていくために,文化芸術振興基本計画等を踏ま え,祭典を実施する者が行う取組を国及び地方公共団体等が総合的かつ計画的 に支援していくための方策を定めたのが,本基本計画である。

(4) 国際文化交流の祭典の推進に関する取組の方向性

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会はスポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあり、これを契機として、伝統文化をはじめとする日本文化の魅力や日本の美を国内外に発信する「文化プログラム」が全国各地及び海外で展開されている。また、「日本博」については、外務省と独立行政法人国際交流基金が中心となってフランスで大規模に展開した日本文化の祭典「ジャポニスム 2018」等の流れも踏まえ、文化プログラムの中核的事業として、各地域が誇る様々な文化観光資源を年間通じて体系的に創成・展開するとともに、国内外への戦略的広報を推進することから、その事務局を独立行政法人日本芸術文化振興会に担わせることとするとともに、その実施を通じて、文化による「国家ブランディング」の強化、「観光インバウンド」の飛躍的・持続的拡充が期待される。

また, 2025 年には大阪・関西万博が開催されることとなっており, これらは, 我が国の文化・芸術を世界に発信するとともに, 文化芸術による新たな価値の 創出を広く示していく好機である。

今後,政府としては,このような機運を一過性のものにするのではなく,国際文化交流の祭典が全国各地で継続的に開催されるようなレガシー創出につなげる必要がある。

加えて、上述のとおり、主要な分野で我が国を代表する祭典が継続的かつ安定的に開催されること、また、既存の祭典がより一層充実されるためには、人材の確保・養成のほか、創造的な内容の企画や優れた芸術家の参加等により、祭典そのものの魅力を高めることに加え、国内外への情報発信や来訪者の利便性の向上、関連施策との有機的な連携など総合的かつ計画的な取組が必要である。

このため、本基本計画においては、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策として「体制の整備」、「効果的な情報発信」及び「受入環境整備」を3つの柱とし、これらの施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項として「関

係機関等との連携」,「地方公共団体,民間の団体等に対する支援」及び「情報の収集等」を3つの事項として掲げ,それぞれの観点から施策の方向性及び関係施策を提示する。

2. 国際文化交流の祭典の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき 施策

(1) 体制の整備

(ア)継続的かつ安定的な実施に向けた人材の確保・養成

国際文化交流の祭典を継続的かつ安定的に実施するためには、祭典に関わる人的体制の整備及び、専門的人材が養成されることが重要である。この人的体制には、例えば当該祭典の理念や方向性を提示する等、祭典を代表する者から、国内外の調整や財務、広報などの祭典運営を担う事務局関係者、芸術家の制作補助者、開催期間中の運営をサポートするボランティア、その地域の魅力や特色を発信する者まで幅広い人材が含まれる。

人的体制の整備に当たっては、国際文化交流の祭典の実施に求められる知識・ノウハウが多様であること、また、地域における日々の文化芸術活動の積み重ねが、我が国全体の文化芸術の振興につながり、また、祭典の発展にも資することを踏まえ、文化芸術に関する人材育成に関与する者は、それぞれの研修カリキュラム等を組む際にこれらのことを意識することが求められる。

加えて、国際文化交流の祭典が当該地域において「我が事」として受け入れられるようにするためにも、地域住民やその他の地域社会を構成する多様な主体の参加と協力を得ることが必要である。現在も史跡ガイドや観光ボランティア等として地域住民が活躍する例は多くあり、また、2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会においては、多数のボランティアが活動する予定である。これらの人的資源を国際文化交流の祭典においても活用できるよう、情報提供、相互交流の推進などの環境整備を図っていくことが重要である。

(イ)公演,展示等を行うための施設等の利活用促進

国際文化交流の祭典が、一部の愛好者だけではなく、訪日外国人観光客を含め、多くの人々の関心を得るためには、より開かれた空間で実施されることも重要である。また、芸術家の自由な発想に基づく展示、公演等を可能とするため、通常はその用途に供していない公園、駅等の公共空間や、歴史的建造物を活用できるよう取組を推進する必要がある。

さらに、国際文化交流の祭典においては、展示、公演のみならず、地域住民 や子供向けのワークショップなど多数の催しが実施されることが多く、地域の 文化施設や学校施設等の活用を推進することが有効である。

(ウ) 企画等に関する外部の専門的な助言等の体制の整備 創造的な内容の企画を充実させ、世界の多様な国又は地域からの優れた芸術 家の参加を得るためには、国際文化交流の祭典を実施する者の内部に専門人材を適切に配置するとともに、国際文化交流の祭典を実施する者が、展示、公演等の企画に際し、知見を有する者から専門的な助言等が受けられるとともに、実施後にも活動の結果に関するフィードバックが得られ、自らPDCAサイクルを確立する体制を整備することが重要である。

また、当該祭典が継続的かつ安定的に実施されるために、その参考となる海外の大規模祭典に関する運営事例や国内での好事例に関する情報を、容易に得ることができるようにすることが有効である。

このため、国内外の文化芸術関係者等が、国の文化芸術振興に関する施策の内容や、国内外の文化芸術に関する各種の情報、専門的知識等を把握することができるよう、相談等へ適切に対応することが求められる。

(2)効果的な情報発信

(ア) 大規模祭典の国際的な評価の確立及び向上

我が国で開催される文化芸術の祭典が、国際文化交流の振興に資するためには、国内のみならず海外から多数の来訪者を得ることが重要であり、そのためには、特に海外での認知度を高める必要がある。近年、訪日外国人旅行者は目覚ましい増加⁸をみせており、日本への旅行を予定する者が、日本国内で実施される国際文化交流の祭典に関する情報を海外でも取得することができるよう、多言語でタイムリーな情報発信を行うことが重要である。こうした観点から、外交ツールも活用しつつ我が国において実施される大規模祭典に関する積極的な広報に努めていく。

あわせて、我が国の文化芸術のイメージを踏まえた広告の掲出や、海外メディア等の招へいによる海外紙等への記事掲載等の促進、その他招へいを通じた帰国後の海外での発信強化により、海外における日本の国際文化交流の祭典に関する認知度を高めていくことが有効である。

また、フランスで成功裡に開催された「ジャポニスム 2018」等の成果も踏まえつつ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として開催される「日本博」は、日本の美意識・価値観を国内外にアピールするとともに、我が国で実施されている国際文化交流の祭典を世界に印象付ける絶好の機会である。「日本博」の開催を通じて、事務局機能を担う独立行政法人日本芸術文化振興会を中心に様々なプロジェクトの検討を進め、祭典法の理念を踏まえた我が国における国際文化交流の祭典の在り方を提示するとともに、我が国の優れた文化芸術を積極的に海外へ発信し、文化芸術を通じた相互理解の推

8

^{8 2017(}平成 29)年訪日外国人旅行者数:約 2,869 万人(前年比 19.3%增)出典:日本政府観光局(JNTO)

進・国家ブランディングへの貢献を図る。

(イ) 大規模祭典を実施する者の海外関係者との交流・連携, 国際文化交流の 祭典の相互の連携等

国際文化交流の祭典に携わる芸術家や関係者等が、海外において見聞を広めることは、世界における文化多様性への理解のうえに我が国の文化芸術を捉えることを可能にするとともに、芸術家自身の作品を見つめ直すきっかけにもなるものである。また、キュレーターや演出家等に海外からの人材を起用することで、作品に異文化の要素が加味され、新たな発想や視点による展示や公演が可能となる。

加えて、海外の文化芸術の祭典関係者とのネットワークを構築することにより、企画、運営に当たってのノウハウや知見の獲得、我が国の祭典に対する海外の祭典関係者の理解の促進などが期待される。また、国内における国際文化交流の祭典の相互の連携により、来訪者の増加や人材、知識・ノウハウの共有が図られ、我が国における祭典の円滑な実施及び質の向上が見込まれる。

このため、国内外の文化人・芸術家等の相互交流を推進し、創造的な企画による国際文化交流の祭典の振興を図るとともに、祭典間の連携促進により、運営基盤の強化を図ることが必要である。さらに、全国各地において海外の芸術家等を受け入れるとともに、世界の幅広い地域へ我が国の文化人・芸術家等を派遣し、海外との交流等を促進する。

(3)受入環境整備

(ア) 海外の芸術家等を円滑に受け入れることができる体制の整備

我が国で実施される国際文化交流の祭典を振興し、国際相互理解の増進を図るためには、個々の祭典に対して、世界の多様な国又は地域から優れた芸術家やキュレーター等の参加を促進することが有効である。特に、トリエンナーレやビエンナーレなどへの出展に当たっては、観客への訴求力向上の効果も見込めるため、一定期間、日本に滞在し、そこでの体験を生かした作品制作を行う例が多く見受けられる。また、舞台芸術分野における祭典への参加に当たっては、演出家や指揮者をはじめ、劇団、オーケストラなどが一定期間、日本に滞在することとなる。

こうした海外の芸術家が日本滞在中に、ストレスなく創造活動に従事することができるよう、各地域において芸術家を円滑に受け入れることができる体制を整備することが重要である。また、こうした海外の芸術家を招へいする立場である当該祭典の組織委員会等においては、来日する海外の芸術家等が円滑に査証を取得することができるよう、適切にサポートすることが求められる。

(イ) 大規模祭典への来訪者の利便性の向上

大規模祭典への来訪者を増加させるためには、祭典そのものの認知度を高め、 新規来訪者を誘致するだけでなく、来訪者の満足度を向上させ、リピーターと なっていただくことが重要である。リピーターの獲得に当たっては、当該祭典 の展示、公演への満足度とともに、会場までの交通手段、滞在環境、祭典鑑賞 前後の観光等、祭典をきっかけとした一連の体験全体の満足度を高めることが 必要である。

我が国で行われる国際文化交流の祭典の中には、農村や離島など、必ずしも 交通至便ではない地域で行われる例もあり、会場への交通手段及びアクセスが 容易な宿泊施設の確保が困難な場合も想定されることから、祭典を実施する者 においては、地域の関連企業等の協力も得ながら、適時適切な情報提供等が求 められる。

また,来訪者が展示,公演等をより深く理解するため,外国語も含む解説の 充実を図っていく必要がある。

あわせて,国際文化交流の祭典をきっかけとして当該地域に来訪した者が地域の文化施設,伝統文化,自然,歴史的景観,魅力ある食文化等の日本文化に触れることができる機会を増やすため,周遊・滞在が促進されるような観光地域づくりを推進することが重要である。

3. 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進 するために必要な事項

(1)関係機関等との連携

国際文化交流の祭典は、その実施を通じて、広報文化外交、観光、食、まちづくり、教育、福祉、産業等、幅広い領域へ波及する可能性を持っている。祭典が、これらの領域との連携を深めることにより面的な広がりを形成し、訪日外国人を含むより多くの人々の関心を喚起することにより、当該祭典の掲げる理念が広く共有されるとともに、祭典そのものの魅力を高めることにもつながる。

こうしたことを踏まえ、祭典を実施する者は、会場となる美術館、博物館、劇場、音楽堂等をはじめとして、地方公共団体や DMO⁹、地域の企業等の参加と協力を得ながら、連携して運営にあたることが求められる。また、必要に応じて、関係者が一堂に会し、各地域の文化芸術を取り巻く状況や活動の実態、文化芸術振興のための課題等について、情報や意見の交換を行う場を積極的に設けることも有効である。

あわせて、国においても、我が国以外の国又は地域の政府機関等、独立行政 法人日本芸術文化振興会、独立行政法人国際交流基金その他の国内外の関係機 関及び民間の団体との連携を促進していくことが重要である。特に、独立行政 法人国際交流基金は、長年に渡り、海外において国際文化交流の祭典を実施す る者等との交流事業を実施してきた実績を有するとともに、日本と ASEAN 諸国 の文化交流の祭典「響き合うアジア 2019」の国内外への展開等文化事業を実施 してきているところ、外交政策上重要な国内の大規模祭典の実施の推進にあた っても、その知見と事業を積極的に提供していく。

(2) 地方公共団体,民間の団体等が実施する取組の促進

全国各地において、祭典法の理念に基づく多彩な国際文化交流の祭典が継続的かつ安定的に実施されるためには、祭典を実施する者のニーズを的確に把握したうえで、実情に応じた支援が求められる。また、国際文化交流の祭典を実施する土台となるのは、当該祭典が開催される地域、ひいては我が国における豊かな文化芸術活動である。

このため、国際文化交流の祭典の実施はもとより、文化芸術の創造と発展を

⁹ 地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人(観光庁 HPより)

図り, 我が国, 地域の優れた文化芸術の次世代への継承等, 地方公共団体及び 民間の団体等が実施する取組を促進することが重要である。

(3)情報の収集等

国際文化交流の祭典の円滑な実施を図るためには、祭典を実施する者や、新たに祭典の実施を目指す者が、国内外における類似事例や各種情報・専門的知識を容易に獲得できる体制を整備することが重要である。また、国際文化交流の祭典に参加する芸術家や団体が、その企画内容に対し、専門的な立場からの助言等が得られることは、当該祭典の魅力の向上にもつながるものである。

こうしたことを踏まえ、国内外の文化芸術関係者等が国の文化芸術振興に関する施策の内容や、国内外の文化芸術に関する各種の情報、専門的知識等を把握することができるよう、積極的に情報・知見等を収集・提供していくこと、また、相談体制の整備を図るとともに、国の文化芸術振興に関する施策の内容や、地方公共団体等において文化芸術振興のための施策の企画立案や評価等に資する基礎的なデータの収集や各種調査研究の充実が必要である。

(参考資料) ※調整中。現時点では2のみ記載。

- 1. 「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本計画」 の概要
- 2. 国際文化交流の祭典の推進に係る関係施策一覧
- 3. 我が国で開催されている国際的な祭典の一例(調整中)

担当省庁名は便宜上付与しており、最終版からは落とします。

2. 国際文化交流の祭典の推進方策

- (1) 体制の整備
- (ア)継続的かつ安定的な実施に向けた人材の確保・養成
- ○芸術系大学等におけるアートマネジメント人材育成>文化庁 芸術系大学等の資源,施設を活用し,アートマネジメント人材等の育成を推

芸術系大学等の資源、施設を活用し、アートマネジメント人材等の育成を推進する。また、実践的にプロジェクトの企画・運営等を学ぶ場の拡大に努める。

○文化施設における人材育成>文化庁

美術館,博物館,劇場,音楽堂等において質の高い人材を確保するため,学芸員をはじめとする専門的人材の育成を推進する。

○ボランティア活動の活発化>文化庁

情報提供,相互交流の推進などの環境整備を図ることにより,ボランティア活動を活発化させる。

○国際文化交流の安定的実施に向けた取組>文化庁

芸・産学官が連携した事業実施体制の構築や、自己財源を増加させるための計画づくり、地元の大学等の専門機関による計画的な効果検証など、国際文化交流の祭典を安定的かつ継続的に実施するに当たって必要な知見の共有化を図る。

〇地域の魅力強化・発信に係る人材確保・育成>経産省、農水省 ファッション、デザイン、伝統的工芸品、日本食・食文化普及等に係る人 材確保・育成を推進する。

(イ)公演,展示等を行うための施設等の利活用促進

○公共空間を活用した文化イベントの促進>内閣官房

「公共空間を活用した文化イベント促進相談窓口」において,公共空間を活用した文化イベントの実施に必要な所要の手続き等に関する相談を受け付け,自治体等の関係部局と調整等を行い,公共空間における文化イベントの実施を後押しする。

○美術館,博物館等等の文化施設や,歴史的建造物のユニークベニューとして の利活用の推進>文化庁

美術館,博物館,劇場,音楽堂等の文化施設における通常の展示・公演空間を活用するだけでなく、文化施設や歴史的建造物等のユニークベニューとして

の活用を推進する。

○学校施設の活用>文科省・文化庁

地域の芸術家,文化芸術団体,住民等の公演・展示に供する施設として,学 校教育に利用される見込みのない教室や廃校施設の活用を推進する。

(ウ) 企画等に関する外部の専門的な助言等の体制の整備

○アーツカウンシルの強化>文化庁

独立行政法人日本芸術文化振興会において、専門家による助成対象活動の調査、事後評価を行うとともに、評価結果を助成対象団体に伝達し、団体の活動及び運営の改善に向けた助言を行うことにより、芸術家及び芸術に関する団体が行う文化芸術創造活動への支援に係るPDCAサイクルを確立する。

○相談, 助言等の窓口機能の整備>文化庁

国内外の文化芸術関係者等が、国の文化芸術振興に関する施策の内容や、国内外の文化芸術に関する各種の情報、専門的知識等を把握することができるよう、情報通信技術など様々な方法を活用して、積極的に提供していくとともに、相談等への対応を行う。

(2)効果的な情報発信

(ア) 大規模祭典の国際的な評価の確立及び向上

(関係施策)

○「日本博」をはじめとする文化プログラムの推進>文化庁・内閣官房

フランスで成功裡に開催された「ジャポニスム 2018」等の成果も踏まえて文化庁を中心に、関係府省庁や地方公共団体、文化施設、民間団体等の関係者の総力を結集した大型国家プロジェクトとして開催する「日本博」をはじめ、多様な文化プログラムを開催する。

また,2020年以降を見据え,日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし,成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出に資する文化プログラムを認証する『beyond2020 プログラム』を通じ,日本文化の魅力を発信する。

○メディア芸術祭の推進>文化庁

メディア芸術祭を、世界に名だたる国際文化交流の祭典として一層充実する とともに、関連イベントとの連携を推進する。また、我が国の優れたメディア 芸術を積極的に諸外国へ発信する。

○文化庁芸術祭の充実>文化庁

我が国の舞台芸術の祭典である文化庁芸術祭について,質的充実を図るとともに,優れた芸術家・芸術活動の顕彰や,新進芸術家の登竜門として,我が国の舞台芸術水準の向上のみならず,国家ブランド向上にも資するよう充実を図る。

○国際映画祭への支援>文化庁

我が国で開催される中核的な国際映画祭である東京国際映画祭を支援し,我が国の映画の国際競争力を高めるとともに,日本文化を世界へ発信する。

○我が国の文化芸術の海外における広報の強化>文化庁,外務省,国際交流基金

世界各国・地域に所在する在外公館や独立行政法人国際交流基金の海外事務所等において実施される各種レセプション、各種行事等の機会を捉え、また、在外公館や海外事務所が有する SNS 等の発信手段を通じ、我が国において実施される大規模祭典に関する積極的な広報に努める。

芸術祭などのイベント情報や美術館、博物館、劇場、音楽堂等で行われる展示、公演情報などを集約した文化プログラム総合ポータルサイト「Culture NIPPON」を通じて、文化情報を多言語でタイムリーに発信する。

あわせて、在外公館や独立行政法人国際交流基金の海外事務所を通じ、SNSやポスター等の媒体を活用して、積極的な広報に努める。

○大規模祭典への海外要人・文化人・芸術家等の招へいに係る支援>外務省, 国際交流基金、経産省

海外有力メディアやインフルエンサーを招へいすることで、海外メディア、SNS 等において、日本の国際文化交流の祭典に関する情報発信の強化を図る。

あわせて、海外要人・文化人・芸術家等の招へいの際に国内大規模祭典に触れることで、我が国の大規模祭典の魅力を体感してもらい、帰国後の海外での発信強化につなげる。

○訪日プロモーションの推進>観光庁

関係省庁と連携しつつ、ICT を活用した情報発信、国別戦略に基づくプロモーションの徹底等により、訪日外国人旅行者数の増加を図る。

○文化芸術に係る拠点形成の支援の推進>芸、創

「日本博」の開催、地方公共団体等が実施する地域の文化芸術資源を活用した取組や、芸術祭などを中核とした国際発信力ある文化芸術に係る拠点形成の

支援を通じて、海外における祭典等の知名度向上を図る。

- (イ)大規模祭典を実施する者の海外関係者との交流・連携,国際文化交流の 祭典の相互の連携等
 - ○文化芸術を通じた国際交流推進>文化庁

文化芸術分野での全般的な国際交流事業のほか、新進芸術家を海外へ派遣し、実践的な研修に従事する機会を提供するとともに、海外の芸術祭への参加を支援する。また、第一線で活躍する芸術家・文化人の海外への派遣や、優れた演目の海外公演の支援を通じて、日本文化を海外へ効果的に発信する。あわせて、海外の芸術家等を日本に招聘し、我が国関係者との交流事業や創作活動を行わせるアーティスト・イン・レジデンス活動への支援を推進する。

さらに,海外の美術館,博物館等と我が国の美術館,博物館等の研究員,学 芸員等の交流によるネットワークの構築により,我が国の文化芸術及び学芸員 等の国際的な発信力向上を推進する。

- ○海外の大規模祭典への日本の芸術家等の派遣 >外務省・国際交流基金 海外で実施される国際的な美術展覧会や建築展等大規模祭典に対し、日本の 芸術家等を派遣し、日本の芸術や大規模祭典等を紹介するとともに、海外祭典 関係者とのネットワークを構築・維持する。
- ○我が国の美術・文化,日本の作家・作品を紹介する海外における展覧会支援 >外務省・国際交流基金

ヴェネチア・ビエンナーレへの日本の作家・作品の紹介をはじめ、海外美術館における日本美術作品の展覧会の開催、また海外展覧会開催への支援を行う日本のキュレーターや芸術家等の派遣も実施することで、海外の祭典関係者とのネットワークを構築・維持する。

○国内大規模祭典への海外芸術家・文化人等の招へい >外務省・国際交流基金

海外芸術家・文化人等の招へいに際し、国内大規模祭典関係者との交流を促進することで、我が国において実施される大規模祭典実施に際する企画、運営に関するノウハウや知見の獲得、また、我が国の大規模祭典に対する海外の祭典関係者の理解の促進等をはかる。

○大規模祭典への海外有力者等の招へい>経産省

海外有力メディアやインフルエンサーを招へいすることで、海外メディア、

SNS 等において、日本の国際文化交流の祭典に関する情報発信の強化を図る。

○海外大規模祭典との連携>文化庁,経産省,農水省

海外の大規模祭典と連携して、日本の芸術家、キュレーターの評価向上を図るとともに、日本のサービスやコンテンツ等と合わせて地域産品や観光資源を発信し、クールジャパンの浸透と需要拡大を図るとともに、インバウンド誘客と消費を推進する。

また,大規模イベントと連携し,日本食・食文化・花き文化の魅力発信に努め,日本産食品・農産品の海外需要拡大に努める。

○我が国が強みを持つ分野における人的交流の推進>経産省,農水省 国内のクリエイター等と海外のバイヤー等をマッチングする見本市の開催 等により,海外との交流促進と我が国のコンテンツの発信力強化を図る。

また,国内外の料理学校等を活用し、日本食・食文化の普及を担う外国人の 人材育成等の取組を推進する。

○国際発信力のあるイベントを通じた交流の推進>文化庁

国際発信力のあるアートの見本市等の機会を活用し、在日本大使館等との連携により、世界の芸術家を発信することで海外との相互交流を推進し、日本を世界有数のアート発信拠点へと成長させる。

(3)受入環境整備

- (ア) 海外の芸術家等を円滑に受け入れることができる体制の整備
- ○国内外の芸術家等の交流・創作活動等への支援>文化庁 国内のアーティスト・イン・レジデンス(AIR)活動¹⁰を支援することにより、 国内外の芸術家の双方向による国際文化交流の活発化を図るとともに、創作活動への支援を推進する。

○知識・ノウハウの共有>文化庁

海外の芸術家が日本に滞在するにあたり必要となる諸手続きや、地域での受け入れ事例など、祭典への海外の芸術家の参加を促進するうえで有用な知識・ノウハウの収集、共有を図る。

- (イ) 大規模祭典への来訪者の利便性の向上
- ○祭典を実施する者の取組推進>文化庁

多言語対応や滞在環境整備等,国内外からの来訪者受け入れ環境整備に向け

¹⁰ 国内外の芸術家を招へいし、その地域に一定期間滞在して、芸術活動を行うこと。

た取組を促進する。

○文化施設及び地域観光資源における多言語化対応等の推進>文化庁, 観光 庁

美術館,博物館,劇場,音楽堂等の文化施設において,外国人来訪者が,より展示,公演を楽しむことができるよう多言語化の取組を促進する。特に,国立美術館・博物館においては,多言語化対応とともに,開館時間の延長等の充実を図るなど,地域活性化・観光振興につながる取組を促進する。

また,世界文化遺産や国宝・重要文化財,国立公園を含む地域観光資源について,訪日外国人旅行者にとって分かりやすく,魅力ある観光ストーリーを伝える解説文を整備する。

○文化芸術の鑑賞に係るバリアフリー化の推進>文化庁

日本語字幕,手話通訳,音声ガイド等の情報保障等,文化芸術の鑑賞等に 係るバリアフリー化を推進する。

○広域周遊観光の促進>観光庁

滞在コンテンツの充実, 受入環境整備等の地域の関係者が広域的に連携して 訪日外国人旅行者等の来訪・滞在を図る取組を促進する。

○農泊(農山漁村滞在型旅行),「木の文化」の情報発信等の推進>農水省, 林野庁

大規模祭典への来訪者も含めた農山漁村への旅行者の大幅拡大を図るため、 農山漁村に賦存する資源を活用した観光コンテンツの創出、農泊(農山漁村滞 在型旅行)をビジネスとして実施できる体制の整備を図る。

また、農泊を推進している地域であって、地域の食と、それを生み出す農林水産業を核として訪日外国人を中心とした観光客の誘致を図る地域での取組を「SAVOR JAPAN(農泊食文化海外発信地域)」として認定する制度を推進し、訪日外国人に日本食・食文化の魅力を発信する。

さらに,我が国の「木の文化」を国内外に向けて情報発信するとともに,訪日外国人観光客向け施設等における木製品の効果的な活用に向けた提案·情報提供等を通じ,「木のおもてなし」を促進する。

○多様な宿泊施設の確保>厚生労働省. 観光庁

大規模祭典開催時に,宿泊施設の不足が見込まれる場合に,自治体の要請等 により,自宅を旅行者に提供する「イベント民泊」の活用について適切に推進 する。 ○beyond2020 プログラムの推進>内閣官房

「beyond2020 プログラム」を通じ、文化事業・活動における多言語対応・バリアフリー対応等を促す。

- 3. 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進 するために必要な事項
- (1)関係機関等との連携
- ○関係行政機関等との連携の強化>文化庁,外務省

国際文化交流の祭典推進会議を定期的かつ継続的に実施することにより,関係行政機関相互の調整を行い,国際文化交流の祭典の実施の総合的,効果的かつ効率的な推進を図る。

また, 我が国以外の国又は地域の政府機関等からの照会に対応することにより, 海外との連携も強化していく。

- ○国内の大規模祭典に関する海外の祭典関係者等との連携強化>外務省 諸外国・地域の政府機関,祭典関係者等,海外との連携も強化していく。
- ○国際文化交流の祭典の振興に向けた検討>文化庁

我が国で開催されている祭典の分野の精査や、世界的評価を高めるための施 策の実施に向け、有識者等による会議体を新たに設置し、必要な検討を行う。

○周辺領域との連携>文化庁,農水省,観光庁,経産省

地方公共団体・芸術団体・大学・民間事業者等が連携・協働して実施する芸術祭などを中核とし、文化芸術と観光、食、まちづくり、福祉、教育、産業その他関係分野と連携した取組を推進する。

- (2) 地方公共団体,民間の団体等が実施する取組の促進
- ○文化施設等への支援の推進>文化庁

我が国の美術館、博物館等が国際的に遜色のない活動を展開できるよう、企画展示の魅力向上を推進するとともに、劇場、音楽堂等が行う創造活動に対しても効果的な支援を行う。

○文化芸術の創造・発信拠点の形成支援>文化庁

文化芸術事業の実施をコアとし、地域のブランド化、インバウンド増加に資する国際発信の取組等を総合的に行う地方公共団体、中核的文化施設等を支援

することにより、地域の文化芸術の力を活用した国際発信力のある拠点を形成する。

○関係者の顕彰>文化庁

国際文化交流の祭典の実施を含む文化芸術各分野において顕著な成果を収めた者(個人・団体)や、文化芸術振興に寄与した者(個人・団体)に対して積極的に顕彰を行う。

○子供たちの文化芸術体験活動の推進>文化庁

青少年が国際的に高い水準の文化芸術に接する機会を増加させるために、小学校・中学校等と連携した取組の推進や、地域の美術館、博物館、劇場、音楽堂等における教育普及活動の充実を図る。

○クールジャパン関連イベント実施への支援>経産省

我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品やサービスの魅力発信、需要開拓等を目的としたクールジャパン関連イベントを支援する。

(3)情報の収集等

○国内外の文化芸術に関する各種情報収集,専門的知識の提供>文化庁,外務 省,国際交流基金

国内外の文化芸術関係者等が,国の文化芸術振興に関する施策の内容や,国内外の文化芸術に関する各種の情報,専門的知識等を把握することができるよう,在外公館等の活用や情報通信技術など様々な方法を駆使して,積極的に情報・知見等を収集・提供していくとともに,相談,助言等の窓口機能の整備を図る

また,文化芸術振興のための基本的な政策の形成や,各施策の企画立案及び 評価等に資する基礎的なデータの収集や各種調査研究を実施する。

さらに、独立行政法人日本芸術文化振興会において、専門家による助言、審査、事後評価・調査研究等(アーツカウンシル機能)の地域との連携・強化を図る。